

防災協定について

1 締結状況と主な内容について

(1) 自治体間での協定

- ・板橋を含む13自治体で「災害時相互援助協定」を締結している。
- ・内容としては、避難生活にかかる生活用品等の物的支援やリエゾン（連絡員）の派遣等の人的支援に関する協定となっている。

(2) 各種企業や団体との協定

- ・現在、区と各種企業や団体との災害時協定は、約200件に上る。
- ・内容としては、災害時の避難所運営協力や物資提供、輸送、修繕、医療救護、平時からの倉庫提供など多岐に渡る。

2 民間事業者との協定における課題について

- ・協定を締結してから長期間経過している事業者や団体がある。
- ・協定締結後、実際に大規模災害が起っていないため、災害時の支援の流れ等が検証できていないものが多い。

3 今後の方針について

(1) 自治体間での協定

- ・13自治体間の災害時相互援助協定における、大規模災害発生時に早期復旧を目指すための「リエゾン（連絡員）の派遣」については、コロナ禍において、各自治体での感染状況等が異なるため、「リエゾン派遣の仕組みは維持し、要請の必要性は、災害の規模や被災自治体（要請する自治体）の判断に委ねることとし、要請する場合は、感染防止対策を講じる。」とすることを確認した。
- ・相互援助協定への新たな自治体の参入については、13自治体の意見・要望を踏まえ、協議・検討していく。

(2) 各種企業や団体との協定

- ・各種企業や団体との災害時協定は、物的支援や人的支援をはじめとした様々な支援を対象として、新たな締結企業を模索するとともに、既存協定についても感染症対策を加味した要請ができるよう、順次、内容の見直しを行っていく。
- ・協定企業や団体を含め、災害時を想定した図上訓練等を検討し、支援の流れ等について検証していく。